

## 「再交付申請」と「再発行申請」の違いについて

資格者証を亡失、滅失、汚損、若しくは破損した場合は、既存の資格者証の有効期間を引き継ぐ再交付申請を行うことができますが、交付日から5年間有効な新たな資格者証の交付を受けることができる「再発行申請」が新設されたため、以下の表のとおり資格者証を亡失等した場合には、「再交付申請」と「再発行申請」のいずれかを選択できるようになりました。

主な手続きの違いについて下表に纏めましたのでご検討ください。

### ※有効期限の扱いが違いますのでご注意ください。

紛失等があった場合 の手続き	再交付申請  同時に記載事項に変更がある場合 は変更届出も必要	再発行申請（新設）	
提出書類	再交付申請書	交付申請書と交付に係る確認書類	
手続き内容	資格者証の交付 ・既存の交付内容での交付 <b>（有効期限は変わりません）</b>	資格者証の交付 ・申請内容での交付 <b>・交付日から5年間有効</b>	
交付等手数料	7,600円	7,600円	
手 続 方 法	電子申請	○	×（本部にお問い合わせください）
	郵送	○	○
	支部窓口	○	○
様式のダウンロード	○	×	

問合せ先 （一財）建設業技術者センター本部 管理部 電話 03-3514-4711

以上